

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	第208回豊島区都市計画審議会	
事務局（担当課）	都市整備部都市計画課	
開催日時	令和6年12月18日 水曜日 午後2時00分～午後3時23分	
開催場所	豊島区役所9階 第1委員会室	
議 題	<u>議案1～3</u> 池袋本町四丁目1・2番地区防災街区整備事業の都市計画手続きについて <u>報告1</u> 池袋駅東口A・C・D地区のまちづくりについて	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開   傍聴人数 3人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	中林一樹 中川義英 長倉真寿美 高野良子 定行まり子 池邊このみ 藤木宏昌 山崎耕司 上門周二 磯一昭 竹下ひろみ 辻薫 高橋佳代子 塚田ひさこ 細川正博 森とおる 千野富久
	その 他	都市整備部長 土木担当部長 建築担当部長 都市計画課長 都市基盤担当課長 交通政策担当課長 沿道まちづくり担当課長
	事 務 局	都市計画課都市計画担当係長 同主任 同主事

(開会 午後2時00分)

都市計画課長 皆様、年末のお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。  
ございます。

定刻となりましたので、ただいまより第208回豊島区都市計画審議会を開催いたします。

私は、都市計画審議会の事務局を務めております都市計画課長の松田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員の交代についてご報告をさせていただきます。人事異動に伴いまして新たに委員に就任いただきます池袋警察署長の寺田朋郎様でございますが、本日はご欠席でございます。任期につきましては、豊島区都市計画審議会条例第4条第1項に基づきまして、前任者の残任期間の令和8年3月31日までとなります。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。これからの進行につきましては中林会長にお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。久しぶりかなと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、第208回豊島区都市計画審議会を開会いたしたいと思えます。議事日程に従って進行してまいりたいと思えますが、まず最初に委員の出欠状況について、事務局より報告をお願いいたします。

都市計画課長 委員の出欠等についてですが、中井委員、岡部委員、長谷川委員、寺田委員より欠席のご連絡をいただいております。

なお、本日の審議会でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、豊島区都市計画審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

会長 ありがとうございます。定足数に達しているということで、本審議会は成立しております。

それでは、続きまして、本日の議事について、事務局よりお願いいたします。

都市計画課長 本日の議事でございますが、「池袋本町四丁目1・2番地区防災街区整備事業の都市計画手続きについて」の付議案件が1件と、「池袋駅東口A・C・D地区のまちづくりについて」の報告案件が1件でございます。付議案件につきましては、大変恐縮ではございますが、付議文を中林会長の

机の上に、付議文の写しを各委員の机の上に置かせていただいております。よろしくお願いたします。

会長 よろしいでしょうか。

それでは、次に、本日の傍聴希望者について、事務局より状況をお願いたします。

都市計画課長 審議会の公開についてでございますが、豊島区都市計画審議会運営規則第6条に基づき原則公開となっております。本日は傍聴希望の方がいらっしゃいます。中林会長、入室いただいてよろしいでしょうか。

会長 傍聴希望の方がおられるということでございますが、審議会を公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 ありがとうございます。それでは、公開してよいということですので、入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

会長 それでは、初めに、事務局より本日の資料の確認をお願いたします。

都市計画課長 本日の資料でございますが、事前に委員の皆様へ送付させていただいたものと、机上配付させていただきました報告1の参考資料第1号があります。また前回、9月に開催いたしました第207回の議事録完成版につきましては、明日、区のホームページへ掲載いたしますので、ご確認いただければと思います。よろしくお願いたします。

資料の不足等がございましたら挙手にてお知らせください。事務局のほうが届けに参りますが、いかがでしょうか。

(なし)

会長 それでは、付議案件であります「池袋本町四丁目1・2番地区防災街区整備事業の都市計画手続きについて」に入りたいと思います。説明をお願いたします。

はい、どうぞ。

沿道まちづくり担当課長 地域まちづくり課沿道まちづくり担当課長の植草でございます。議案1から3の「池袋本町四丁目1・2番地区防災街区整備事業の都市計画手続きについて」ご説明させていただきます。議案1から3、資料第1号をお取り出してください。

それでは、始めさせていただきます。「池袋本町四丁目1・2番地区防

災街区整備事業の都市計画手続きについて」でございます。

初めに、都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧及び意見募集の結果についてご説明させていただきます。

都市計画案の種類につきましては三つございまして、池袋本町四丁目1・2番地区防災街区整備事業、特定防災街区整備地区、池袋本町地区地区計画でございます。

次に、都市計画案の公告、縦覧、意見募集の結果でございます。

公告日に関しましては令和6年10月15日、縦覧意見書の募集期間につきましては10月15日から10月28日の2週間でございます。意見書を出せる方といたしましては区民及び利害関係者でございます、意見書数については0通ございました。

オープンハウス型説明会につきましては、令和6年10月25日と10月26日に2日間に及び開催いたしまして、来場者は合計18名ございました。真ん中に図の1-1ということで、オープンハウス型説明会の風景を写真で掲載させていただいております。

次に、その中で主に出たご要望につきまして4点ほどございました。共同化事業を早く実現させてほしい。特定整備路線82号線に駐輪場を整備してほしい。どんな店舗が入るのか店舗計画に進展があったら教えてほしい。こちらにつきましては、1階、2階が商業施設に関するテナント計画が入っておりますので、そちらに対するご要望です。最後に、共同化事業の広場と82号線の蓋かけの部分で一体的な広場空間になるとよいということで、こちら北池袋の踏切のところアンダーパスになってきますので、そこから上がってきたところに、道路上に、82号線に蓋がかけられるので、一体となる整備をしてほしいというご要望でございました。

2番と3番と4番につきましては今までの資料と内容が一緒でございますので、説明については割愛させていただきます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

会長

説明は以上ということでございます。これまでも議論してきた案件で、本日、議案という形で出てきているということです。ただいまの説明等に関してご質問、あるいはご意見等があれば承りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

委員 1点、確認したいのですが、この道路整備と今回の開発事業というのはスケジュール的には一体的になるのでしょうか。

会長 どうぞ。

沿道まちづくり担当課長 道路整備とこちらの整備につきまして、82号線の整備計画といたしましては令和8年の3月31日までが事業期間となっているんですが、あと1年では整備は恐らく終わらないものと推定してございます。こちらの防災街区整備事業につきましては、資料4ページの4の想定スケジュールのところをお開きいただきますと、令和8年の7月ぐらいから新築工事が始まりまして、令和10年3月ぐらいに竣工・引渡しになりますので、こちらの工事のほうは恐らく早くなると考えてございます。

委員 分かりました。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。

(なし)

会長 それでは、議案の1から議案の3ということになりますかね、議第95号「東京都市計画防災街区整備事業の決定について（池袋本町四丁目1・2番街区）」について、賛成の委員の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全会一致)

会長 全員賛成と認めましたので、議第95号につきましては可決いたしました。

次に、議第96号「東京都市計画特定防災街区整備地区の変更について（池袋本町四丁目1・2番地区）」に賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(全会一致)

会長 全員賛成と認めましたので、議第96号につきましては可決いたしました。

最後に、議第97号「東京都市計画地区計画の変更について（池袋本町地区地区計画）」です。賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(全会一致)

会長 全員賛成と認めましたので、議第97号につきましても可決いたしました。

よろしければ、参考として、事務局より報告の案文について各委員に配付していただいでよろしいでしょうか。

(報告案文配付)

会長           このような形の報告文で、この議題3件につきまして区長に報告をしたいと思っております。これまでの熱心なご審議を含めまして、ありがとうございました。

                  それでは、次の報告案件であります報告1の「池袋駅東口A・C・D地区のまちづくりについて」に移りたいと思います。

                  では、この件の説明をお願いいたします。

都市計画課長   報告1の「池袋駅東口A・C・D地区のまちづくりについて」ご説明をさせていただきます。資料のほう、右肩に都計審資料の報告1、資料第1号と書かれた資料をお取り出しいただければと思います。

                  初めにですが、H a r e z a池袋・南池袋公園の整備が行われ、また、東池袋一丁目地区の市街地再開発事業などが進む中で、本池袋駅東口のA・C・D地区において、「老朽建築物の建て替え促進」や「新たなにぎわい創出」を実現するため、地域特性を生かした規制・緩和のまちづくり手法の活用を想定しながら、まちづくりルールの検討を行っております。検討地区につきましては、下の図に示した赤い範囲になります。

                  次に、当該エリアにおけるまちづくりの経緯についてご説明いたします。

                  まず、平成18年4月に池袋駅周辺や主要街路沿道において、建物用途の制限や敷地面積の最低限度などの制限を定めました「一般型地区計画」が策定されております。このときの対象地区は、下の図に示しました赤い範囲になります。

                  1枚おめくりいただきまして、次に、平成27年7月に国から「特定都市再生緊急整備地域」の指定を受けております。これは、都市再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域であって、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として、下の図に示す「池袋駅周辺地域」が指定されたものです。

                  また、平成31年4月には、今回のまちづくり手法となります「街区再編まちづくり制度」の駅周辺機能更新型が新設されています。これは、東京都のしゃれた街並みづくり推進条例に基づきまして、主要駅周辺において、老朽建築物の建て替え等を進めるための制度になります。ガイドライ

ンとなる「街並み再生方針」の策定に加えて、「街並み誘導型地区計画」や「高度利用型地区計画」等を都市計画に定めることで実効性が担保されることとなります。

また、令和2年には、平成27年の特定都市再生緊急整備地域の指定以降、池袋駅周辺のまちづくりによる都市再生を進める上で優先的に取り組むべき項目を示した「池袋駅コア・ゾーンガイドライン2020」が策定されました。池袋駅周辺地域において、まちに多様な空間を創出し、これを回遊するネットワークを構築していくことで、文化と人の交流を促す、人中心のまちづくりを行うことを区の方針として位置づけています。

令和2年3月には、特定都市再生緊急整備地域の指定等を踏まえまして、地域特性に応じたまちづくりが進められるように、地区計画の区域を拡大し7分割しています。平成18年の地区計画の制限内容を基本的には踏襲しています。

そして、令和3年4月より、特にまちづくり機運の高い池袋駅東口A・C・D地区において、「街区再編まちづくり制度」の駅周辺機能更新型を活用した規制と緩和のまちづくり手法やルールについて検討を開始しました。

令和3年11月には、まちづくり手法やルールの方向性を確認する第1回のアンケート調査を実施しており、4割以上の方が「緩和措置があれば建て替えを検討したい」と回答し、地区内に建て替えのニーズが一定程度あることを確認しております。

そして今回、令和6年9月に第2回のアンケート調査を実施する中で、現行の「一般型地区計画」に加えて、「街並み再生方針」を策定の上、「街並み誘導型地区計画」と「高度利用型地区計画」を都市計画で定めることを前提として、取組方針やルールの具体的な内容について意見を伺う調査を行いました。

1枚おめくりいただきまして、第2回アンケートの調査結果を報告いたします。

実施方法については枠線内のとおりです。なお、括弧書きで回収数のところに示しております地権者の数につきましては、内数になりますことをご報告いたします。

次に、調査結果を抜粋してご報告いたします。

①のまちづくりの方向性については、先ほどご説明した街並み再生方針策定の際、核となる考え方になります。地区全体の方針として、新たなぎわいの創出を図るとともに、主な歩行者ネットワークに位置づけられている道路において、安全で快適な歩行者空間を形成することで、池袋の玄関口にふさわしい良好な景観形成を図るとともに、安全安心な誰もが集い散策できるにぎわいあふれる都市空間の維持・向上を図るため、地区内の道路をその特性に応じて分類し、各沿道ゾーンに対して都市基盤の整備や都市機能の誘導などの取組方針を定めることを記載しております。

また、沿道ゾーンごとの取組方針については以下のように示しているところですが、これらまちづくりの方向性につきましては調査の9割以上の方から賛成の回答をいただいているところです。

また1枚おめくりいただきまして、②につきましては壁面後退の幅についてです。壁面後退による歩行者空間の拡充とにぎわい空間を創出するため、敷地が面する道路の特性に応じて、0.3mまたは0.6mの壁面後退を定めることについて伺い、約8割の方から「賛成」と回答をいただいております。

また、③については建物の高さ制限についてです。容積率の緩和ルールを活用した建築物の最高高さについては、90mを上限として、指定容積率と前面道路幅員等に応じて段階的に設定することについて伺い、約8割の方が「賛成」と回答をしています。

④は公共的な機能についてです。具体的な機能を示した上で、不足しているものまたはあると望ましいものについて伺ったところ、3地区ともに上位5位までが「緑化機能」・「広場機能」・「防災備蓄倉庫」・「非常用電気」・「案内地図」と共通の結果となりました。一方で、A地区は「手荷物預かり場」、C地区は「観光案内所・ステージ」、D地区は「シェアサイクルポート」が上位に入るなど、地区ごとの特色も見られました。

1枚おめくりいただきまして、最後のアンケートについては、⑤地域貢献に基づく容積割増しについてです。先ほどの公共的な機能の整備や地区らしさにつながる用途を建物内に導入した場合、容積率の割増しができるルールを策定することについて伺い、約9割の方が「賛成」と回答をいただいているところです。

また次に、今後の予定についてご報告いたします。本日、12月18日



も含めてお聞きした結果が前段の部分になります。後段は地権者に限った回答ということでございます。

会長 いや、この後ろの資料です。

都市計画課長 大変申し訳ありません。

こちらの横資料の3ページ目、設問の2、各沿道ゾーンの整備目標についてという設問がありまして、設問の内容がここの部分だけだと分かりづらいので、巻末をお読みいただいた上で以下に示す①から⑥の各内容について、どのように思いますか、該当するものに丸をつけてくださいという書き方になっているのですが、実際に地区全体の整備目標とか沿道ごとの取組方針という住民の方々にお見せした内容を巻末のほうに資料としてつけております。こういう全体方針や各沿道の取組方針につきまして、これを読んでどう思われたかということでこのご回答をいただいたというものになります。

会長 分かりました。以下に示すという①から⑥というのは、アンケートの中の①から⑥ということですね。巻末の資料にはこの①から⑥が書いてあるわけではなくて、全体が書いてあると。分かりました。ということのようです。

以上の報告説明について、ご質問、あるいはご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

今回、土地・建物の関係権利者というのが、資料1の3ページのところに票数があって、全体に3,975件配布しました、そのうち地権者は1,045人でした、回収率が6.1%ですが地権者からは14.1%です。その数が回収率全体で242件、うち地権者148件。これは1,045のうちの14.1%に該当すると。だから、回答者全体でいうと6割が地権者であったということになるので、地権者からの回答が多かったということが分かります。

今、読み方はご説明いただいたものの、せっかくの機会ですので、この全体のアンケートの結果で先ほどの資料で8割とか9割という話がありましたけども、そこで土地・建物の所有権を持っておられる方と、その他のテナントとかそういう方との意見で大きく差異が出ていることとかがもしありましたら、ちょっと概要お知らせしていただけますか。

都市計画課長 基本的には、この二つの前後の資料を並べてみても大きく変わるとい

うふうには認識しておりませんが、制限に関わるのところ、高さ制限ではそれほど違いはないんですけれども壁面後退の部分で何ポイントか地権者のほうが、全体と比べて若干値が低いということは見てとれたところでございます。

会長 壁面後退、4ページと16ページというところですか。全体のほうが上がっているということは、地権者さんのほうが壁面後退について反対が多いというか、賛成が若干少ないということですね。

都市計画課長 賛成の数が全体のほうが78%、地権者のほうが71%でした。ただ、強いて言うと、その他の条件がいいという回答もありまして、そのうちの4件はより大きい幅のほうがいいのではないかという地権者のご意見もありまして、その4件を加えますと地権者の賛成に対する回答も74%ぐらいにはなりますので、壁面後退については地権者のほうがもっと大きく、ためらうようなご回答が出るかなと思いましたが、おおむね全体の居住者も含めたアンケート結果に近い値が出たかなというふうに認識をしているところです。

会長 分かりました。  
そのほかにいかがでしょうか。

委員 よろしいですか。

会長 どうぞ。

委員 配布数が3,975件で回収率が6.1%ということなんですが、この回収率に対しての妥当性を何か根拠づけて表現してくれるといいのかなあと思うんですよね。回収率が低くなるというのは分かるんですが、6.1%というのはかなり低いのではないかと思うので、その辺の妥当性を表現できるといいと思いますが、いかがでしょうか。

会長 どうぞ。

都市計画課長 これはもう区の実験値みたいなことにはなるんですけども、まちづくりに関する意向調査等において、一般的に回収率が四、五%程度であることがやっぱり多いのが現状でございます。今回の回収率であります6.1%につきましては、そういった四、五%が基本であるまちづくりの意向調査の回収率から比べると、皆さん、興味があって回答していただけたのかなというふうに思っているところでございます。

また今回、実際に制限を受けるのは地権者の方々でございますけれども、

そこからは14.1%、これはかなり高い数値かなと思っておりまして、制限や緩和措置も入っておりますので、期待があって出していただいているんじゃないかという認識を持ったところです。

委員 分かるのですが、豊島区の経験ではそうなのかもしれませんが、ほかの市町村でのまちづくりのアンケートでは改修率が全然違ったりするわけです。この結果は今後に影響しますので、今おっしゃったようなことも含めて文章化して、こうこうだから6.1%で妥当性があるんだよということ根拠づけていただくと、この資料の有効性が増すのかなと思えました。

会長 はい。

都市計画課長 どこまでこういったものの回収率に対する妥当性があるのか、例えば豊島区だけでない基準があるのかにつきましては、今の委員からのご指摘がありましたので、そういうものがないか、まずはちょっと事務局としても確認をしてみたいと思います。

委員 統計率の観点とか一般的な考え方もあると思いますので、少しその辺も踏まえてコメントしていただけるといいのかなと思えました。

会長 今回のアンケート調査というのは、土地・建物の所有者全員と、ここに住んでおられない不在の土地・建物の権利者は入っています。かつ、このエリアで営業等をされている方でポストを持っておられる方にポストイングした、つまり全戸配布に等しい形です。ですから、よく統計で問題になるのはサンプリングが正しいのかという話はあるんですけども、今回は100%サンプリング、全員に投票の機会を与えた。結果として、この6%というのは回答してくれた方。これを地権者と非地権者で分けると、非地権者の方の回答率というか、回収率というのが2.2%ぐらいなんですね。地権者が14.1%ですから、やはり建物・土地の利用に関わる地区計画としては圧倒的に、数字で言うと7倍、地権者の方のほうが関心を持たれていた。じゃあ、残りの八十数%の方はなぜ回答しなかったのかということは残念ながら分かりません。分かりませんが、14%というのはそれほど低いわけではない、かつ、差別的にしたわけでも全くなく全員に意見を伺ったんだけども回答していただけなかった。でも、地区計画の改定についてこういう調査をしているということはほぼ全員に伝わっているはずだと、そういうふうに理解しています。

委員 今、先生がおっしゃったようなことをコメントしていただけるとすごく分かりやすいですね。

都市計画課長 そうですね。ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか。  
ほかにいかがでしょうか。  
どうぞ。

委員 これは、地権者もそうなんですけど、どの程度興味を持たれているかがいま一つちょっと分からないのが、「アート・カルチャー・スポット」、「ハブ」のほうは公共に任せておけばいいやと、要は公園であるとかそんなところがハブなんだというんだけど、スポットのほうはセットバックをもっとしなくちゃいけないわけですよ、それぞれの建物からすると。そのスポットを今後広めていく、もしくはそれぞれの場所で受け入れてもらうためには、今後どのようなことをお考えなのかと。そうじゃなければスポットはできませんからね。セットバック、30センチ下がればいいたろうと個々が思っていれば、交差点部分なんかにしてもなかなか下がらない。また、いわんや、そういったところに荷捌きであるとかそんなものをある程度考えられて、交差点に荷捌きは置けませんから、普通の通常の区間の中、そこでさらにセットバックしろということは、よくよく考えると、地権者があるといいねと言ったとしても、実際入れるとしたらそれだけ1階部分を空洞にしたりとか何らかのことをやらなくちゃいけない。もう一方で、豊島区としてはこの東口のところにアート・カルチャー・ハブとスポットを設けて、そのネットワークを結び歩行者の移動を助けましょうというのを大々的にうたってはいるんだけど、このスポットは今後どういうふうに進めていこうとお考えなのか、現時点で何かあれば教えていただければということです。

都市計画課長 今、委員もご指摘のとおり、30センチ、60センチ下がってもそこに何か活動ができるような空間ができるわけではない。これは30センチ、60センチというのは皆様に一様に課す制限でございますので、それによって一定の歩行者空間、あるいは高さが少し高くなってきたときの圧迫感を軽減する等の理由で皆様をお願いをするものと考えております。我々が本当に力を入れていかないといけないのは、むしろ参考資料で言いますと下の図になります高度利用型の地区計画の実際的な運用かなというふうに

思っております。

この辺りにつきましては、そのセットバックの大きさ、つまり提供いただけるその面積に応じた容積率をきちんとインセンティブとして提供することが重要かなというふうに思っております。こちらも都市計画で一般的にはかなり分かりづらい内容ということもありますので、この制度を運用する際には、これを分かりやすく説明するようなガイドラインみたいなものを設けて、こういうものを提供していただければこれだけのインセンティブがあるんだということを、まずはきちんと分かりやすく周知していくことを考えてございます。

委員 今、西口のほうである程度、広場空間を設けて、にぎわい空間を設けたと。そういうような形で広場空間的なものと容積率を上げていくというようなものをセットにしていかないと、なかなかそういう空地が取れない。それはこのアンケートのところでさーっと、「アート・カルチャー・スポット」、「アート・カルチャー・ハブ」というような言葉で出ているんだけど、それが果たして、どこまでこの地区の人たちに概念が受け入れられているのかというのがちょっと心配で。いや、これだったらうちは容積率が上がるから賛成しようと、単純に書いている可能性もある。ちょっと気になったので、そこら辺をさらにひと押ししていくような施策を区のほうとしても考えなければいけないのかなと、というような思いがあって発言させていただきました。

以上です。

会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

都市計画課長 そうですね。特に我々が想定しているイメージとしては、H a r e z a 池袋のようにきちんとしたセットバック以上の公開空地が取れていて、そこでは例えばキッチンカーなんかは今でもエリアマネジメントによって運用されていたり、ガラス面があって、その内部には赤階段のところ定期的に演奏会が行われていたり学生の発表会が行われていたり、そういうような好事例もありますので、そういったものをイメージとして、皆さんにお示ししながら、ぜひこういうような空間をとということでアピールをしていきたいというふうに思っております。

会長 資料の一番最後の参考資料というところに、今の「アート・カルチャー・

ハブ」と「アート・カルチャー・スポット」ということの説明があります。池袋駅周辺地域のまちづくりと頭に丸でタイトルがついている表があって、ここにアート・カルチャー・ハブとアート・カルチャー・スポット、特にアート・カルチャー・ハブというのは四つの公園とそれを核とした民間の施設とで構成するというので、池袋西口公園、中池袋公園、南池袋公園、造幣局跡のイケ・サンパークですかね、防災公園という四つあるんですが、今回の地区計画の範囲の中にあるのは中池袋公園と南池袋公園ということですね。西口と、それから防災公園はそれ以外のエリア、ゾーンとしては駅周辺ゾーンなんですけども、ということでありまして、今回の地区計画に関係するのは特にこの二つの駅に近い中池袋公園と南池袋公園を今後ハブとして、より周辺施設、民間を含めて交流の場等々、機能、活用も高めていく。同時に、一番最後のページにハブとカルチャー・スポットとの関係性が図解してあって、公園を中心にしてカルチャー・ハブを設定して整備していきますということで緑で書いてあるんだと思うんですけども、そこにネットワークとしてつながる交差点とか街角というようなところを公園以外の町なかでの活動をするもう一つの小さい広場、空地というイメージで多分スポットと言っているんだと思います。それから、ハブというのは、いろんなネットワークの中心にあるという意味を持たせているんだと思うんですけど、今ご説明があったように、こんなイメージで、街角もこういうふうにコーナーが広場にできれば、単にビルの前にちょっと広場があって両側、隣のビルの壁ですという空間ではなくて、交差点として歩道と一体化したような、対岸の歩道からも何をやっているのかが全体見渡せる、こういうような形が取れていくと、この前のページに説明してあるようなアート・カルチャー・スポットとしての、特に対流機能と誘導機能をもたらして、そこでも何かやっているということで流動性が生まれるとか、そういうようなイメージを出しておられるんだろうと拝察していますけれども。

具体的にどうするかというのは、都市計画だけではなく全庁挙げて、いろんな部署を絡めて横につながってやっていかなきゃいけないことではあるんですが、逆に都市計画としては、今度こういうふうに地区計画を変えて、こういう空間等ができるように、そうした場合には容積率が高くなるんだけど広場を取ってもらって、そういうようなまちづくりをするんですと

ということが全庁で共有されていくと、できた後それをどう使うかということにつながっていくんだと思いますので、今の中川委員からのお話というのは単なる説明ではなくて、それがうまく回っていくように全庁的にも横につながってやっていただきたいということを入れての話じゃないかなと私は聞いていましたが、よろしいですか。

委員

ちょっと気にしているのは、共同荷捌き施設であるとかそういうようなものなんですけど、放っておくと公園に手を出しちゃうんですね。それで、公園の面積が減るとするのは、都市計画としてはどちらかというところと猛反対なわけですよ。それから、その出入口、公園ですからお子さんであるとかいろいろと出入りをすると。そうすると、例えば共同荷捌き施設、当然この地区全ての路上は貨物車も含めて駐停車禁止にしますというのがあったとして、そうするとそれぞれ個店からすると物の搬入が路上からは原則できなくなります。時間規制だとかいろいろな方法はあるんですが。そうすると、そういう場所がこのアート・カルチャー・スポット、ハブは前々から公園であるとか何だかんだと言っていますが、新たにつくるスポットのところでどう工夫していくのかというようなあたりが一工夫していかなければ、共同荷捌き施設なんかあつという間に空中分解でなくなって、それで地元の商工業者からは路上駐車させろというのが当然出ますので。今、運送業者さんは、いわゆる時間貸しの駐車場なんかにトラックを入れて、ハブ的に、そこから横持ちで輸送しているようなところもあるんで、そういうようなものと、このスポット的なものがうまく組み合わさっていくようなことだとか。それから、駐車場なんかに入れるとしても表ではなくて裏から入れていくんで、必ずしもこのスポットと合わない、表と裏みたいな形で。町田で計画したところは、駐車場を造ってその前に広場を造って、その広場で祭りだとかいろいろなイベントができるように、それでその後ろに駐車場、荷捌き施設を造ったんだけど、何かいま一つの工夫みたいなものが必要になってくるんだろうなと。そこら辺がうまくいくといいなという思いから先ほどから発言させていただいたということ、その思いだけお伝えするというところで結構ですので。

会長

確かに、物流の問題というのは駐車場の問題からずっともう長年の懸案ではあるんですが、この巻末につけていただいた資料の一番最初のページのところを見ると、道路がほぼ全てカルチャー空間として活用するような

ところで、裏道に車をとか荷物をとかいう道がないんですよ、黄色が全部道に入っちゃっているの。だから、その辺りを含めて物の出し入れ等々、時間も使って、ある時間帯は道路を言わば営業用の業務として使い、ある時間帯は来街者のための空間として使う、基本的にはそれしかないと思うんですが、働き方改革でそんな深夜の仕事をさせちゃいけませんという時代ですから、夜の11時から朝の5時までは業務空間ですといっても対応できる物流がないというようなことになりかねないので、その辺りは道路管理者、それから業界といきましょうかね、この辺りの物流の方々がどんな思いでこの地区で物流されているか、そんなことも少し伺いながら、実際の運用はタウンマネジメントでやっていただくしかないと思いますので、事業者の皆さんと一緒に行政が工夫するということになると思うんですね。地区計画をつくるのは行政の公の責任ですけど、その結果として、どんなまちになるかは、出来上がった空間をどう活用するかということを含めて、民間が主体になって使っていくはずなので、その辺りをしっかりとらんで取り組んでほしいと思います。地区計画をつくったら都市計画審議会としては終わりかもしれませんが、まちづくりはそれがスタートですということを、特に事務局の皆さんを含めてお考えになって頑張っていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

委員

私は区商連のほうから派遣で来ているんですけども、こちらのアンケートは区商連の中で公開してもいいんですか。明日、正副会長会議をやるんですけども、いいのかどうか後で教えていただきたいと思います。

それから、先ほどの池袋本町のほうの計画、これは本町の商店街さんとは連携が取れているというふうに、前回お聞きしたので、その認識でいいということですよ。

それで、今、区商連として、豊島区の商店街100以上あると言われて、中身もいろいろあり、非常にそれぞれみんな違う性格があると思います。今お話しいただいたのは、こちらの特定都市再生緊急整備地域、この区画に入る商店街というのは、恐らく私が見た感じ十五、六かなというふうに見ています。豊島区さんがどんなふうに見ているのかと思うんですけども。東口、私、実は個人的な話に入っていくと西口なんですけども、区商連全

体としてはやっぱり老朽化しています。それから同時に全ての商店街に面している道路は細いし電柱もあるし、そのような問題を抱えている。先ほどの建て替えというのは、皆さん、関心を持っていらっしゃると思います。ですから、6.1%というのは、耕せば幾らでも出てくるところで、先ほど機運がないというアンケートがありましたけど、持っているんですけど、なかなか機会がないとか面倒くさいので、これから民間のほうでというお話がありましたので、民間で頑張っていきたいという思いがあります。エリアプラットフォームというのがありますよね、今度、法人化する。あれは結構動線が太いのでこれに全部当てはまるわけではないので、枝葉のところをちょっとやっていきたいなというふうに思っています。

それで、私は個人として、池袋西地区で今ITビルというんですか、旧マルイ跡の真ん前あたりの若葉会という商店会、それから立教通り商店会、それから平和通り商店会、ちょうど特定都市再生緊急整備地域はそういう四つから五つぐらい商店街が入っているところだと思うんですけど、西地区のほうはあまり手が入っていないです。東口はこうやって具体化して想定スケジュールとか入っているんですけど、西口は駅前開発と、これはまた別の認可を受けたと聞いておりますけど、東京芸術劇場の横に三菱地所さんをディベロッパーとか中核とした高層ビルの計画が進んでいると聞いております。

先ほど、こちらの地図を見ましたら、これは駅前以外のB地区、C地区ですか、ここが私ども該当するんですけども、この街区の方たちはよく話し合うようになってきました。駅前に大きいビルが建った後どうなるのかというふうな。もちろん風の害とかそういうのもあるんですけど、そうじゃなくて、東口とは違う文化を持っているので、そこはアニメだ何だと来られてもどうかなというのがあるんですけども、アート・カルチャーというのは非常に多様な包容力とかそういうものを持っていると聞きますので。

豊島区の中で、西口地区、この特定都市再生緊急整備地域の背後に人口があって、結構のんびりと豊かに暮らしている方が椎名町ぐらいまでずっと続いている。一方、川越街道を越えますと不燃化地域、木造の住宅が密集した地域があるんですね。

会長  
委員

特区ですね。

ええ、特区。我々は川越街道からこちら、山手通りからこちら、それから西武池袋線からこちらというふうに、そこを西地区と呼んでいただいているんですけど、その委員会というのが、もともとあったんですけど今回しっかりと組もうよということで、住民、それからテナント、それから先ほどこちらでも出た地権者たちを呼び集めて、これから急いで考えをまとめて、陳情というか豊島区さんにもいろいろお願いするし、我々は我々で民間で頑張らなきゃならないと考えています。建て替えムードになって、古いやつですと70年、新しいのでも40年、50年のビルがざっとこの表通りにあります。建て替えたい。ただ、相続の問題とか個別にはいろいろあると思うんですけども、解消して。かねてアート・カルチャー、それからウォークブルという言葉、これはよく聞かれるんです。私も西地区の開発委員の役員をしていて、どういう意味なの、千野さん、ウォークブルとか、何を言っているんだというようなことを聞かれるので、まだ知識というか、なかなか深まっていったいない。したがって6.1%なのかななんて思いますけども。大変に有望な西地区だという認識も西地区の方たちは持っています。高速道路から一気に羽田まで30分で行っちゃいますし、地下鉄は3線が入っているし、有望で。ITビルさんにもIT企業、アニメ企業が入るといふふうに聞いていますので、そういうような需要がある中で、これからこちらの審議会のほうに区商連としても、また西地区委員会としても参加させていただいて、ご指導いただきたいと思っております。今いろいろ課題が出てきているのは明日の正副委員長会議でやりますし、西地区委員会で開示していいものなのかどうか、まずそこをお答えいただければ。

会長

まず最初に資料の件と、先ほど審議は終わったんですけど、池袋本町の建て替え等は地元の商店街とちゃんとうまくやっているんですね、というお話だったかと思うんですが、その2点と。それから、3点目はもうちょっと広い範囲の話ですが、特に池袋の西口と東口はちょっと対照的で、東口は本当の駅前の一つ外側の街区をどうしようかということをやっている、西口のほうは、同時にやっていたんですけども、むしろ駅のコアをどう再開発するかを先に決めて、これからその周辺とどうやって連携していくかということなので、考える順番が、西口と東口でアプローチがちょっと違

っていたと思っています。東口は東口で駅前のブロックの再開発をどうするかという大きな課題が今後出てくる、そういう違いがあることを、十分ご存じだと思いますが、ご了解いただいた上で今後の池袋全体の展望を含めてお話しいただけますか。

都市計画課長 最初に1番目の資料の件からでございますけれども、今回おつけしました報告資料のほうの、例えば約9割の方から賛成の意見を伺っておりますという本資料のほうは、これは広くホームページにも掲載しますし公開可能なものとなっておりますので、皆さんに見ていただいて構わないものです。もう一方の今日机上に配付させていただいたこちらの横判の参考資料と書かせていただいたものにつきましては地権者に限ったデータだとかということも含まれておりまして、ホームページ上に参考資料は載せる予定はございませんので、見ていただく分にはよろしいかなと思いますけれども、それを複製したり外に出ていくことになると、これはよろしくないと思いますので取扱いに差をつけていただくと。報告資料のほうは見ていただいて配っていただいて結構です、参考資料のほうは見るぐらいにさせていただけるとありがたいというものでございます。

2件目のご質問は、私ではなく部長のほうから回答させていただきます。

都市整備部長 都市整備部長の近藤でございます。

2件目の質問、池袋本町のところの件につきましては、あそこには池袋本町の新しいまちづくりを考える会という、防災まちづくりの会がございまして、もちろんそこには商店街、町会長さんが入っておりますので、そこには十分お話をさせていただきながら、ましてや、ちょうど北池袋駅の目の前のところに商店街がございまして、そこも含めた今回の開発になっていきますので、十分お話をさせていただきながら、防災街区整備事業を進めているというところでございます。

都市計画課長 最後、3件目、広く西口のまちづくりであるとか、ウォークアブルなど池袋駅周辺全体のお話についてでございます。今回、東口のA・C・Dと呼ばれるようなところでこういった制度を設けるということでございますけれども、当然、池袋全体、また、できれば池袋を起点として椎名町だとか大塚だとかまで歩いていただけるような懐の深いまちづくりを進めたいということはございます。西口の再開発、11月に都市計画決定しておりますけれども、あれも最後の最後までやっぱりこだわったのは、駅

前にただ高い建物を建ててそこに駅から出た人を全て収容してしまうのではなく、サンクンガーデンと呼ばれる歩行者をまちなかに出すような仕掛けづくりというところは、かなり色々な方々のご意見をいただきながらつくり上げた計画というふうに認識してございますし、またそれをつなぐように、今、立教通りの一方通行化につきましても歩道を広げ、無電柱化を進め、先ほど委員のほうからもご指摘のあったウォークブルなまちづくりをどんどん外側に広げていこうということを考えてございます。ですので、この開発事業が進むにあたり、また周辺のエリアにおいても建て替えも進むのかなとは期待しておりますけれども、課題が残った際には我々としても今回のような制度設計も含めて対応をしていきたいと認識しているところでございます。

会長  
委員

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

今回の西地区開発委員会は商店街がベースなんですけども、商店街と町会が連携して意見をまとめようという機運なので、何回か説明に来ていただくようなことは可能なかどうか。そこそこ集まるので、ぜひお願いしたい。私だけが聞いていてもちょっとあれですので、考え方だけでもいいので教えていただくと、6.1%が30%ぐらいなるかもしれないというふうに思います。

それで、やっぱりそれぞれみんな違うんですね、私が知っているだけでも六つ街区があると、まさに立教通りという言葉が出ましたけど、立教大学さんとその横にある公園の近くの機運が違うんですね。今度リビエラというかなり古い大きなあれが、3月末で一応営業をおやめになられるということで、その後どうなるか分かっていないし、立教通りは立教小学校、今建て直しでしばらくかかるでしょう。ぼこぼこいろんなものが駅前開発と一緒に建っていくんですけど、それぞれに変わった思惑があるような気もするんですけど、その辺を整理して。

ただ今回、町会さんと商店街が一緒になった西地区委員会であるので。それからもう一つ、ゼファーとかという会があって、これはまちづくり委員会でNPOなので。これが一緒になってやればいい西口ができるのかなと。椎名町は、そこまでも一緒にさせていただければさらにいい、特別な個性があるような感じで西口の方は思っているのです。そういう整理をす

るだけでも大変ですけども。

駅前開発は2043年までかかるというふうに漏れてきているんですね、情報としてはっきり聞いてない。2043年というところ20年後ですか。段階的に高いものが建っていくというんですけど、その周辺の方たちはどういうふうに処していけばいいのかなという、取り残されたくないという部分もあるし、巻き込まれたくないという部分もある。やや機運が高まっていますし、ぜひ豊島区さんのほうからどなたか西地区開発委員会のほうに説明に来ていただけるように希望するものです。

会長           どうぞ。

都市計画課長   地域の課題、皆さん方が、また各団体さんがお抱えの課題というものはそれに応じて考える必要があり、例えば地区計画というのは一つのやり方ですので、皆さんが話し合いになった上で手法としてどういうものなのか説明が必要であれば担当者をお送りしますし、あるいは再開発という手法であれば、再開発の説明をする担当の者を送ります。またそうじゃなくて個別の道路整備、あるいは公園整備でかなりまちが変わるのではないかと、いうことであればそういった担当者を送ることもできます。我々は区としてどういう手法を用いてください、というのは指定できるものではございません。ただ、皆様方がこういうようなエリアにしたいというような少し具体のイメージをお持ちになった段階で、それに応じた職員、私も含めてですけども、伺ってご説明することは十分に可能ですので、その辺りはお問合せいただければ、随時対応してまいりたいというのが1点でございます。

あともう一つは、先ほどエリプラというものができたというようなお話が出ましたが、こちらは池袋駅を周辺にした企業あるいは大学など、今100社を超える方々がご参加いただいております。魅力的なまちをつくる上で、我々は歩きたくなるまちというものを目指しております、歩きやすいまちというのは比較的つくりやすいのですが、そこにどうやって魅力を持たせるかとか、アトカルスポットをどうやって有効活用させていくかについては、先ほどの中川委員の駐車場の整備なんかもそうですけど、やっぱり民間企業の方々のご協力があってというようなところもございまして、そういった組織も十分に活用しながら総合的なまちづくりができるように考えていきたいと思っております。

委員 最後になりますけども、大きく二つありまして。一つは「駅袋」という言葉がありますね、駅から人が出ないと。今回、池袋西口の開発の場合はどんと建ちますけど、そこにたくさんの人が来て、そこから今度、劇場通りを人が越えてこないということを望むのかということなんですけども。それと、そういたしますと駅からどンドン人が劇場通りを歩いて大塚に行って椎名町に行ってというまち、人がたくさん、ほかのまちから来た方たちが気安く気持ちよく歩くまちづくりを目指すのか、あるいは居住を増やすのか。この二つ、ちょっとベクトルが違うように思うんですけど、その辺はどっちなのと聞かれることがあるんですけどどうなんでしょうか。

会長 どうぞ。

都市計画課長 まず、駅袋の解消として、これだけのターミナル駅でポテンシャルはあるわけですから、どうやって人を外に出していくのか。先ほど申し上げたとおり、池袋を起点としてもっともっとほかのエリアまで歩いていただきたいというのは豊島区全体として思っております、例えば、豊島区が一番東側の駒込一丁目から、歩いてこの庁舎まで来るのだって45分あれば十分に来れてしまうんですね。そのコンパクトな中で駒込とか巣鴨とか大塚とか雑司が谷とか目白だとか様々な地域特性を生かしたまちづくりをしていけるコンパクトさと多様性があるということも豊島区の大きな資源だと思っておりますので、駅袋をどう解消するのかということについては、拠点やネットワークを整備しこれを豊島区全体に広げていきたい、そのために立教通りなんかも整備をしているというものでございます。

居住を増やすということとこれが相反するかというと、私自身は、魅力的なまちづくりをそのように進めていけば当然住民の方々も増えてくるものと思っておりますし、近年、豊島区の公示価格というのも23区の中で住宅地は上昇率1位というようなこともございますので、魅力的なまちづくりを進めながら多くの方々に住んでいただけるといいのかなと思っております。

委員 ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか。

委員 また次にやらせていただこうかなと。

会長 分かりました。

ウォーカブルというのは直訳すると歩くことができるまち、それは距離

が近いというのもウォーカブルの重要な要素ですが、安全に歩けるということであったり、気持ちよく歩けるということだったり、むしろ歩いてみたいと思わせる街なみとかまちであったり、そんなまちを目指しましょうということだと思います。とにかく車でお店には入れないんですよね、歩いて来てくれる人じゃないとお店に入れないわけですから、池袋は全体にやっぱり歩けるまち、歩いて楽しいまちにしていくことが産業にもいいでしょうし、場合によったら終電で帰ってきても歩いておうちへ帰れると考ええると住みやすいまちでもあると思うんですよね。そういう意味で居住者の魅力も出るし来街者の魅力も出るし、そういうような豊島を、池袋を核に広げていきたいということが多分この豊島区としての都市づくりの大きな基本になっているんだろうと思うんですね。

だから、殊さら言われないと、池袋じゃなくて駅袋なんて言葉は若い人は本当は知らないんじゃないかと思うけど、まさにそれは駅から出ないで用事を済ませるということではなくて、駅を出て歩いてまちに帰るとかまちに行くとか、そんなまちを大きな方向としては示そうと。だから、車時代から人の時代へという言葉がある意味で言い換えているのがウォーカブルかもしれません、と思います。

どうぞ。

委員

先ほど中川先生からもお話があったんですけども、このアート・カルチャーというものをどういうふうに第三者に感じさせるかということがとても大事だと思うんですね。実は私、国土交通省の都市景観大賞の審査をしているんですが、今年、汐留のイタリア街地区が1998年からの長期にわたる活動、あるいは広告物ですとかテナントですとか色彩ですとか、いろいろなものが評価されて賞を得ました。

皆さん、渋谷の公衆トイレをご存じですか。ああいうものがあると渋谷のまちがそういう少しカルチャーな感じがするというふうに若者には伝わる、また、年配の方にも何か渋谷が変わったぞという感じが伝わる。今、新宿もこれから変えようとしている。そのときに、この誘導機能の中に地域共通の案内サインとかインフォメーションやサイネージなど書いてあるんですけども、やはり広告宣伝媒体、これは景観審議会マターにもなるかと思うんですけども、その辺にアートやカルチャーを感じるかどうか。やはり皆さんもドイツとかイタリアに行くと、フラッグが出ていて靴の形

が書いてあったりとかそういうようなものがすごくかわいらしかったり工夫されていると感じると思うんですね。ですから、新宿や渋谷にはないアートやカルチャーを感じるようなそういう広告、宣伝媒体、これは早めにやらないと、各民間の方々が普通のものとかのぼり旗とかそういうものをどんどん出してしまおうとあれですので、ぜひそういうものを皆さんで共有していただきたいと思います。アート・カルチャーというものをどういうふうに感じられるようにするのか、今、会長がおっしゃられたようにウォークブルに歩いている方々に伝えるかと。なかなかアクティビティーがいつもあるわけではないので、ぜひそういうところを感じさせるように景観上の規制とか、あるいは規制ということじゃなくて自分たちでこういう広告看板がいいねというようなものを皆さんで考えるような機会を持って、自分たちのまちを自分たちでカルチャーのあるまちにしていくというような気持ちでやっていけるような動きをつくっていただけたらと思います。意見ですので、よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございます。

早めにいろんなことをやりましょうというのが一つと、今どきは選挙も左右するようなSNSの時代なので、ああ、面白いというとぱっと撮ってぱっと流してくれるんですね。すると、それを見にまた来るというので、そういう形で言えばスポットができていくんですね。あえて聖地とは言いませんけど。そういうような効果をもっともっとうまく使っていったらどうかなというご提案でもあったと思います。情報時代の広報というか、知っていただく方法がもう随分変わってきたんだというところも十分に考えてこれからはまちづくりもやらなきゃいけない。特に池袋なんかの来街者が非常に多くなるまちとしては、どれだけ広めて知っていただけるかということが大きな一つの鍵を握るだろうということだと思いますので、都市計画課だけじゃなくて、さっきの、まさにそういう連携してやっていただけるといいんじゃないのかなと思います。

会長

ほかによろしいでしょうか。

一応、今回アンケートで地権者の方からはちょっと慎重な意見もありましたが、お店等をやっておられる方はもうちょっと道路も広がって歩きやすくなるといいんだよねという思いがさっきの壁面後退なんかではプラス側に評価されている。でも、そういう方が使うビルを持っている建物の権

利者の方がおられるわけですので、実は一心同体に本当はなっていないきゃいけないんですよね。いい空間をつかって、いいお店ができて、いいスポットができてくる。だから、これからこの結果を十分にいろんな機会に、今日どこまで公開していいかという話がありましたけど、これがうその情報を流しているわけではないし、そういう意味では個人情報ではないですから公開すべきなんではないかと思いますが。全体と地権者で見ると6割が地権者ですから地権者の影響が強く出るんですけど、そういう意味では地権者と地権者以外で見るともうちょっと差が見えてくる。言わば、全体って平均を見ているようなものなので。ですから、そんなことを含めてやはり知ってもらうことは大事だと思うんですよね。ですから、この結果を行政資料として秘匿しておくのではなくて、ある意味では、もう少しプロパガンダに使っていくようなこともお考えいただきたい。あるいは、そういう地域での集まりがあってアンケートはどうなんだという話が出るとしたらそこに出向いてディスカッションする。そういうようなことがまちづくりのスタートとしてはすごく大事ですので、ご苦勞ですけれども頑張っていたいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。時間はまだありますが、よろしいでしょうか。

(な し)

会長

今回、アンケートを基にして、おおむね大きく反対があったわけではなく、これまでの地区計画でどのようなルールでまちづくりをしていくのか、それをどう活用するのかというような議論について、その方向で行っていいんじゃないのという意見が多数意見であったというのは間違いがないところかなと思いますので、そういう方向で今後計画としても詰めていくということになるかと思います。また、いきなり決定という話ではなくて、折を見て報告させていただきながら進めていきたいと思います。

今日、議案の1はほとんど質疑なしだったんですが、これは途中ではいっぱい議論がありましたので。この件もこういう報告する会をしっかりとやって、そして最後はすばっと決まると、そういうふうに持っていけるのが一番審議会としてはあるべき姿じゃないかなと常々思っていますので、そういう方向に展開できるように、皆様のご協力をいただきながら議論する場は可能な限り確保していきたいと思っております。

それではこの議題は以上ということにさせていただきます。

本日の議事はこの2件でございましたので、全て終了いたしました。

では、事務局に連絡事項等ありましたらお願いいたします。

都市計画課長 事務局でございます。

次回の都市計画審議会でございますが、1月30日の14時からの開催を予定しております。後日、開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

会長 ありがとうございます。次回が1月30日14時からということでございます。よろしくスケジュールリングをお願いしたいと思います。

それでは、第208回豊島区都市計画審議会を以上で終了といたします。

熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。また、付議について全員賛成で議決することができまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会 午後3時23分)

<p>会議の結果</p>	<p><u>議案1～3</u>  <u>池袋本町四丁目1・2番地区防災街区整備事業の都市計画手続きについて</u>  <u>報告1</u>  <u>池袋駅東口A・C・D地区のまちづくりについて</u></p>
<p>提出された資料等</p>	<p><u>議案1～3に関する資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案1～3 資料第1号 池袋本町四丁目1・2番地区防災街区整備事業の都市計画手続きについて</li> <li>・議案1～3 参考資料第1号 都市計画図書一式（池袋本町四丁目1・2番地区_防災街区整備事業）</li> <li>・議案1～3 参考資料第2号 都市計画図書一式（特定防災街区整備地区の変更）</li> <li>・議案1～3 参考資料第3号 都市計画図書一式（池袋本町地区地区計画）</li> </ul> <p><u>報告1に関する資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告1 資料第1号 池袋駅東口A・C・D地区のまちづくりについて</li> <li>・報告1 参考資料第1号 第2回アンケート調査（R6年9月実施）の結果について</li> </ul>
<p>その他</p>	